

令和8年度蓮田市学習支援事業業務委託仕様書

蓮田市（甲）が受託者（乙）に委託する業務内容は、次のとおりとする。

1 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 目的

生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生及び高校生等に対し、学習支援や生活支援、進路選択の支援等を行うことにより、貧困の連鎖を防止することを目指す。

3 支援対象者

- (1) 甲が実施責任を負う生活保護受給者であって、甲が支援を必要と判断した中学生、高校生等及びその保護者
- (2) 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある者（以下「生活困窮者」という。）であって、次のいずれかに該当する中学生、高校生等及びその保護者
 - ア 蓼田市内に居住している生活困窮者
 - イ 居住地が無く、現に蓮田市に居る生活困窮者
- (3) その他甲が支援を必要と判断した者

4 学習教室等の設置

- (1) 学習教室の設置場所は、甲が定め、乙に通知する。
 - ・ 設置場所 1か所程度
※ 市内の公共施設等を活用
 - ・ 開設日時 平日夜間（週1回概ね18時から20時）
 - ・ 定 員 35人程度
(中学生25人程度、高校生10人程度)
- (2) 乙は、本業務の拠点となる事務所（以下、「事務所」という。）を設置する。事務所には、個人情報漏えい等の事故防止に係る対策を取るものとする。

5 人員配置

- (1) 学習支援員及び学習専門員の配置

学習支援員は学習教室の運営業務を行い、学習専門員は学習教室の運営を補助する業務を行う。

乙は、学習支援員及び学習専門員（以下「学習支援員等」という。）を表1のとおり配置するものとする。

ただし、業務の実施に当たり、効率的な支援を行うために有効と判断される場合は、甲、乙協議により、委託の範囲内で学習支援員等の配置人数を別途定めることができるものとする。

表1 配置人数

学習支援員	教室1人以上の配置とする
学習専門員	教室1人以上の配置とする

(2) ボランティアの配置

乙は、業務の実施に当たり、必要なボランティアを活用するものとする。

6 学習支援員等の要件

配置する学習支援員等は、令和8年3月末日時点で、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者

(2) 社会福祉事業に2年以上従事した者

※ 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日付社庶第29号厚生労働省社会局長、厚生労働省児童家庭局長通知）」に規定された「福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種」に従事した者であることが望ましい。

(3) 以下のアからオのいずれかの資格を有する者

ア 社会福祉士

イ 精神保健福祉士

ウ 教員免許

エ 社会教育主事

オ その他、アからエまでと同等以上の能力を有していると認められる資格

(4) 民間企業等で支援員業務に関係する職務経験を5年以上有する者

※ 学習塾等の教育関連企業に勤務し、教育や生徒指導業務等の職務経験を有する者であることが望ましい。

(5) (1) から (4) までと同等以上の能力を有していると認められる者

7 業務内容

(1) 学習支援に関する事。学習習慣の定着と基礎学力の向上を目的に、対象

者の学習理解度に合わせて、個別に各教科を教えるほか、到達レベルの確認やテストの実施、学習意欲向上への支援等を行うこと。

- (2) 学習・生活相談の対応に関すること。学校や学習の悩みに限らず、日常生活における様々な相談に随時対応すること。
- (3) 子どもが日常的な生活習慣を身につけるための支援に関すること。
- (4) 子どもが安心して通うことができる居場所として提供すること。
- (5) 子どもの進路選択支援に関すること。
- (6) 子どもの進学に必要な公的支援の情報提供等を行うこと。
- (7) 子どもの就職に向けた就労意欲の喚起や資格取得等の支援に関すること。
- (8) 子どもの中途退学防止のための支援に関すること。
- (9) 引きこもりや不登校の子どもの支援に関すること。
- (10) 訪問支援に関すること。状況に応じ個別訪問による学習や生活支援を行うこと。その際は原則として2名体制でを行うこと。
- (11) 相談・支援業務は、学習教室、支援対象者の居宅又は居所、学習支援員事務所、福祉事務所、学校、児童相談所等の関係機関において行う。なお、相談・支援業務に際しての学習支援員等の交通手段は、乙が確保するものとする。
- (12) 保護者等に対する養育支援に関すること。
- (13) 学校やスクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員など関係機関との連携に関すること。
- (14) 子どもが属する世帯の課題に応じて、生活困窮者自立相談支援機関等へつなぐこと。
- (15) 県内大学等と連携し、学習支援ボランティアを活用した運営とすること。
- (16) ボランティア等、本業務に携わる者の専門性向上に向けた研修等の取組を行うこと。
- (17) その他子どもの健全育成支援に関すること。

8 委託料

- (1) 委託料には次のものが含まれる。
 - ア 人件費
 - イ 事務所借上費用（敷金、保証金は含まない。）
 - ウ 交通費
 - エ 通信費
 - オ 事務機器賃貸借費用（レンタル又はリース）
 - カ 学習支援員用パソコン賃貸借費用（レンタル又はリース）
 - キ ボランティアに係る交通費及びボランティア保険料

ク 事業に係る傷害保険料及び賠償責任保険料

ケ 学習教材代

コ その他業務費・事務費

※ パソコンを賃貸借する場合及び賃貸借した事務機器をネットワークに接属する場合は、ウイルス対策、アクセス制御及び情報漏えい対策をはじめとする必要なセキュリティを確保すること。

9 報告

乙は、甲に対して、当月に係る委託業務の活動状況のうち、支援対象者への支援に係る進捗状況を、翌月10日（令和9年3月分については、令和9年3月31日）までに、甲が指定する電子媒体又は書面により、甲が指定する手段で報告すること。

その他、必要に応じて事業の成果測定に必要となる資料の収集・作成等、甲が要請した事項について報告すること。

10 委託料の請求・支払

乙は、委託料の請求書を四半期毎、報告書類の検査結果合格後に、甲に提出すること。委託料の支払いは、四半期毎に次のとおり支払う。

	第1期	第2期	第3期	第4期
支払額	委託料の 25%以内	委託料の 25%以内	委託料の 25%以内	委託料残額

※千円未満の端数は、第4期に支払うものとする。

11 契約の保証

受託者は、年度ごとの契約の締結とともに、契約保証金の納付や、債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結及びその保険証券の寄託など、委託者が定める方法によって保証を付さなければならない。

なお、その保証に係る金額は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

12 特記事項

(1) 乙は、業務を遂行する上で、これに携わる職員を管理監督するとともに、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」第66条、第176条及び第177条並びに「蓮田市保有個人情報等管理規程（令和5年訓令第2号）」第40条の規定の内容を周知し、特に個人情報の保護並びに

漏えい防止に関しては周知徹底を図ること。

(2) 乙は、業務上知り得た事項を他人に漏らし、又はこれを本業務以外に使用してはならない。また、相談・支援業務等のデータは紛失等が決してないよう、厳重に鍵付き金属書庫にて保管すること。

また、業務に使用した情報システム機器を廃棄、リース返却等する場合、機器内部の記憶装置から、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にする措置を講じることとし、物理的な破壊又は磁気的な破壊を確実に行うこと。

なお、委託業務が終了する場合の電子事務機器における残存データに関しても必ず責任を持って対応し、それを起因とする漏えいに関しては履行期間外でも責任を負うこととする。

(3) 甲は、乙がこの契約において個人情報の取扱いが不適切と認めたときは契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(4) 甲は、学習支援員等が本業務の遂行に支障をきたすと判断した場合は、年度途中であっても、乙に対して当該学習支援員等の変更を要求できるものとし、乙は速やかにこれに従うものとする。

(5) 乙は甲に対し、学習支援員等の名簿を業務受託後速やかに提出する。業務受託期間中に、学習支援員等の変更があった場合には、直ちに変更新名簿を提出するものとする。

(6) 甲は、本業務中における学習支援員等の事故については一切責任を負わない。

13 その他

この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は、甲、乙が協議して決定するものとする。